

別紙

諮問第1567号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和2年度東京都職員キャリア活用採用選考（選考区分：ICT）に係る資料 1. 論文及び専門問題の採点基準 2. 二次選考（面接）に関する採点基準」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都人事委員会が令和3年3月30日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象公文書1から6を特定し、条例7条6号に該当することを理由として本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年7月15日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年10月14日に実施機関から理由説明書を、令和4年1月14日に審査請求人から意見書を收受し、令和4年12月26日（第233回第一部会）から令和5年1月31日（第234回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した

結果、以下のように判断する。

ア 東京都職員キャリア活用採用選考及び本件非開示決定について

東京都職員キャリア活用採用選考（以下「採用選考」という。）は、実施機関が実施する職員採用試験・選考のうち、専門的知識・スキル、経験へのニーズが高い分野ごとに区分を設定し、民間企業経験者等から人材を採用する選考であり、「ICT」は選考区分の一つである。

実施機関の説明によると、地方公務員法（昭和25年法律第261号）15条において、職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならないとする成績主義の原則が明らかにされ、同法13条に規定する平等取扱いの原則とともに任用制度の根本基準となっており、これらの原則の下、職員採用試験・選考を実施しているとのことである。

本件開示請求に対し、実施機関は、本件対象公文書1から6を特定し、採用選考の実施内容に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例7条6号に該当するとして本件非開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件非開示決定は条例7条6号の「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を不当に拡大解釈しており、条例適用において過剰であり、知る権利を侵害するものである旨主張している。

イ 本件対象公文書の非開示妥当性について

実施機関は、本件対象公文書1から6の記載内容は別表のとおりであり、各対象公文書には論文や専門記述の採点基準や採点方法、面接の評価方法等が詳細かつ具体的に記載されていることから、公にすることにより、どのような採点項目や評価項目があり、どの項目が重視され、どのように解答すれば高く評価されるか等が明らかになるとする。そうすると、それらの情報を踏まえ、単に得点を得るための受験技術の習得に特化した対策に走る受験者が現れることが想定され、その結果、採用選考において受験者の能力を適切に実証しているかどうか疑義が生じ、任用の根本基準である成績主義の原則が崩れるおそれがあると説明する。

また、具体的な採点手順、評価方法等に係る情報については、公にすることにより、外部からの干渉、圧力を招き、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、さら

に、採点に使用する電子ファイルの受渡方法に係る情報については、公にすることにより、電子ファイルを違法・不当に入手・改ざんする行為を容易にするおそれがあると説明する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書1には、採用選考における論文の採点基準や採点方法が、本件対象公文書2には、論文の採点に当たって使用する電子ファイルの採点委員への受渡方法や具体的な入力方法等が、本件対象公文書3には、書類選考及び専門記述についての位置付け、採点基準等が、本件対象公文書4には、専門記述について問題ごとに出題のねらいや評価の根拠となる資料や考え方が記載されていることが確認された。

また、本件対象公文書5及び6には、採用選考における面接の具体的な実施方法、評価方法及び具体的な質問例等が記載されていることが確認された。

以上のことから総合的に判断すると、実施機関の上記説明は首肯できるものであり、本件対象公文書1から6は、いずれも公にすることにより、採用選考に係る事務の公正かつ円滑な遂行を不当に侵害するおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子

別表 本件対象公文書及び記載内容

本件対象公文書		記載内容
1	令和2年度キャリア活用採用選考 論文採点要領	論文の採点に係る採点基準、出題のねらい等
2	令和2年度キャリア活用採用選考 「論文」採点要領<PC版>	論文の採点に当たって使用する電子ファイルの採点委員への受渡方法や具体的な入力方法等
3	令和2年度キャリア活用採用選考 書類選考・専門記述採点要領	書類選考及び専門記述の位置付け、採点基準、採点に当たって使用する電子ファイルの取扱い等
4	令和2年度キャリア活用採用選考 専門記述採点参考資料	専門記述の問題ごとの出題のねらいや評価の根拠となる資料や考え方
5	手引(その1)	面接の具体的な実施方法と評価方法等
6	手引(その2)	面接における具体的な質問例等